平成２９年（フ）第３８２号
静岡県御前崎市御前崎4396番地の３
破産者　辻野　和史
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１１号
静岡県島田市伊太1169番地の９
破産者　田辺　　誠
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１８号
静岡県焼津市上小杉257番地　アベニュー上小杉３－Ｉ
破産者　長島　靖憲
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８４号
名古屋市天白区梅が丘４丁目216番地　ＡＲＣＨＥ　102
破産者　吉野　　誠
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５３１号
名古屋市南区東又兵ヱ町１丁目56番地　宝笠寺ハイツＡ棟1005号
破産者　髙井　まゆ
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１８号
大津市大石中７丁目３番１号
破産者　石井知恵子
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８８１号
京都府宇治市木幡西浦48番地　デミューズ木幡505号、前住所京都市伏見区石田桜木19番地の１　ベル・アーバニティ伏見桃山東309号
破産者　松本　静郎
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７６８号
神戸市長田区林山町１番地の１デメテル高取台1101号、従前の住所神戸市中央区中山手通２丁目４番15―1004号
破産者　児島　洋一
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５４号
福岡県久留米市草野町吉木2526番地
破産者　田中　寧章
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１２８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4721番地１
破産者　西森　翔造
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２２０号
長崎県長崎市中園町21番24号　グレイス赤迫401号
破産者　西野由華理
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８８号
長崎県諫早市小長井町小川原浦999番地５、旧住所長崎県諫早市小川町760番地７　メンバーズヒル702　102号
破産者　堤　　優作
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目40番３号
破産者　岩元　祐樹
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
北海道旭川市忠和４条４丁目２番13号　サニーパレス忠和　１Ｆ101
破産者　曳地　克泰
１　決定年月日　平成30年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３５号
北海道帯広市西14条南12丁目３番地６
破産者　山田　博幸
１　決定年月日　平成30年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２２９８号
横浜市磯子区中原３丁目６番10号　中原苑
破産者　麻生　和子
成年後見人　久保田　勉
１　決定年月日　平成30年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６１４号
横浜市神奈川区反町４丁目27番地６　ＮＳＫ２ｎｄ203号
破産者　増田　政宏
１　決定年月日　平成30年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９号
新潟県南魚沼市西泉田170番地２　大坪荘３号、申立時の住所新潟県南魚沼市六日町1198番地３
破産者　髙村　昱夫
１　決定年月日　平成30年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係